

安全保障法制の廃止と自衛官の権利擁護を強く求める決議

本年9月19日、政府・与党は、参議院本会議でいわゆる安保法案を強行採決した。安保法案に対しては、憲法学界や日弁連を初め、各界・各分野から反対の声が次々に上がり、多数が国会周辺を埋め尽くす等、かつてない規模の反対運動が全国的に広がる中で強行採決されたものであり、日本の立憲主義・民主主義に大きな汚点を残した。

こうして成立した安保法制は、違憲であることを初めとして極めて多くの問題を孕むものであるが、こと実際に、集団的自衛権行使に伴う防衛出動、国際連携平和安全活動の実施に伴う出動、重要影響事態が生じた場合の出動等を命じられる自衛官の権利擁護の観点から見た場合には、以下のとおり、多くの問題が存する。

最高裁判所の判決によれば、国は、公務員に対して安全配慮義務を負い、自衛官についても防衛出動時をも含めて安全配慮義務を負う（最高裁判所第三小法廷判決昭50.2.25民集29巻2号143頁）。しかるに、法案作成・審議過程において、実際に出動を命じられた自衛官に対し、いかに安全配慮義務を尽くすのかを検討した形跡は見当たらない。現に、自衛隊の活動可能区域を定めた重要影響事態法6条3項においては、「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように」実施区域を指定すると定められているのみであり、自衛官の生命・身体の安全に対する配慮が行われないまま、危険な地域への出動命令が下る可能性は極めて高い。

また、憲法18条から導かれる自衛官の権利保障の点からも問題がある。憲法18条は、何人も奴隷的拘束を受けないこと、及びその意に反する苦役に服させられないことを保障している。このため、自衛隊を含む公務員に対し、生命・身体の危険を冒してでも職務に服するよう命じることが適法化される範囲は、予め本人が同意している範囲に限定され、この範囲を超えて危険な職務に服することを命じることができない（最高裁判所第三小法廷判決昭43.12.24民集22巻13号3050頁参照）。自衛官は、自らの生命・身体に危険が生じることに予め同意しているが、その同意の範囲は、安保法制成立前の政府見解を前提とするものである。したがって、自衛官が外国軍隊の支援を初めとする集団的自衛権行使のため、生命・身体の危険を冒すことに同意して任官したと解する余地はないのであり、自衛官に対して集団的自衛権行使に関わる職務に服するよう命じることが許されない。

加えて、安保法制に基づいて下された出動命令に従うことは、憲法尊重擁護義務に反する行為を自衛官に強要する結果となる。即ち、憲法99条は公務員が「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」ことを定めており、一人一人の自衛官もまた、憲法尊重擁護義務の担い手である。しかしながら、元最高裁長官や多くの憲法学者等が指摘するとおり、安保法制は憲法に違反している以上、自衛官が憲法に反する法律に基づいて下された出動命令に従うことは、憲法尊重擁護義務に反する行為となるのである。

以上のとおり、安保法制は、自衛官の権利擁護に対する配慮を欠くものと言わざるを得ず、到底容認し得ない。日本労働弁護団が行ったホットラインでも、自衛官である家族等の生命に危険が及ぶことへの不安の声が、自衛官の家族から多数寄せられている。

日本労働弁護団は、自衛官の権利擁護に対する配慮を欠く安保法制に断固反対し、速やかに廃止とすることを強く求めるとともに、安保法制廃止と自衛官の権利擁護を実現するため、多方面と力を合わせることをここに決意するものである。

2015年11月7日

日本労働弁護団 第59回全国総会